

大規模不法行為に対する填補賠償

標 博 行

はじめに

1980年代以降のアメリカでは、製造物の欠陥などが原因となり、広範な地域で多くの者に損害を与える大規模不法行為(mass torts)が発生するようになった⁽¹⁾。多数の原告で構成される大規模不法行為の訴えでは、訴訟原因(cause of action)は共通であるが、個々の損害は異なっている。例えば、アスベストを原因とした被害はすべての原告に共通しているが、被害者個々の疾病は異なるので損害額も原告間で相違しているのである。そのため、裁判所は被害者であるそれぞれの原告につき賠償額を算定することになる。不法行為における損害賠償には、原告の状態を完全に元に戻し原状(the status quo ante)を回復させる目的がある⁽²⁾。このような機能を担保するためには、損害賠償が現実の場面での有効性をもち、大規模不法行為の性質に沿った損害に対応した賠償でなければならない。

大規模不法行為は、概して化学物質により被害を発生させる有毒物質不法行為(toxic torts)や、アスベスト製品や医薬品などの欠陥製造物による人身被害である。その性質には有毒物質への曝露後の被害や、長期間医薬品を服用した後の被害など損害に潜在性(latency)がある⁽³⁾。したがって、損害が広域に分散しかつ多数が損害を被り、さらにその損害に潜伏性をもつ不法行為こそ大規模不法行為ということになる。

(1) Advisory Comm. on Civil Rules and Working Group on Mass Torts, *Report on Mass Tort Litigation* 187 F.R.D. 293, 298 (Feb. 1999).

(2) Goutam U. Jois, *The Cy Pres Problem and the Role of Damages in Tort Law*, 16 VA. J. SOC. POLY & L. 258, 274 (2008).

(3) これらの有毒物質被害の概要については、Mark S. Dennison & Warren Freedman, *Handling Toxic Tort Litigation*, 57 AM. JUR. TRIALS 395 §7 (update 2023).

それでは、この大規模不法行為の性質を踏まえて原状回復を指向する損害賠償はいかなるものがあるのか。本稿では、大規模不法行為における填補賠償に焦点を当て、具体的な賠償すべき損害とそれを巡る問題について考察を加える。

一 大規模不法行為と損害賠償

大規模不法行為訴訟においては、例えば有毒物質被害を治療するための医療費などが自己負担となるため、損害に対して金銭的な救済である損害賠償が求められる。第2次不法行為リステイトメント(RESTATEMENT OF TORTS 2d)によれば、損害賠償の目的には損害を填補または回復(restitution)、権利の決定、不法行為者の懲罰と違法行為の抑止、さらには報復など違法な自力救済の抑制がある⁽⁴⁾。大規模不法行為が不法行為の範疇に入るものである以上、大規模不法行為訴訟において認められる損害賠償には、第1に填補賠償(compensatory damages)、第2に名目的賠償(nominal damages)、第3に懲罰的賠償(punitive damages)がある。第1の填補賠償は原状回復のための補填に資する⁽⁵⁾。第2の名目的賠償とは些少な金額の賠償であり、損害額が証明されていないものを指す⁽⁶⁾。損害賠償請求を実体的に基礎づける事実である訴訟原因があれば、損害および損害の程度を問わず、またその証明ができない状態であっても認められる賠償である。これが裁判所により認められることで、権利義務の発生が確定することになる⁽⁷⁾。第3の懲罰的賠償は、甚だしく酷い行為を罰し、被告およびその他の者がそのような行為を繰り返すことを抑止する機能を持つ賠償である⁽⁸⁾。

大規模不法行為が大規模かつ将来にわたり損害を発生させるものであり、この損害の補填と再発生の抑止を考慮すれば、主な損害賠償は填補賠償と懲

(4) RESTATEMENT OF TORTS 2d §901 (1979).

(5) *Id.* at §903 (1979).

(6) *Id.* at §907 (1979).

(7) *Id.* §907, comment b.

(8) *See, e.g.*, 1 STEIN ON PERSONAL INJURY DAMAGES TREATISE 3d ed. §1:1 (update 2023).

罰的賠償となる。賠償額は個々の大規模不法行為での損害により異なる。

第2次不法行為リステイトメント §902によれば、損害賠償とは他者の不法行為により損害を与えられた(injured)者に与えられる一定額の金銭とされている⁽⁹⁾。賠償されるためには損害が生じていなければならないが、このinjury(損害)は近似概念であるharm(危害・損傷)とともに、以下のとおり同リステイトメント §7で定義されている。injuryとは、法的に保護される利益の侵害であるのに対して、harmとは何らかの原因による人への事実上の損失である。そのため、身体的(physical)harmとは、身体の損傷を意味する⁽¹⁰⁾。

つまり、injuryとは法的に保護された利益の侵害で、不法行為の訴え提起のための一要件となる。一方harmは、必ずしも法的に保護された利益の侵害ではなく、損失の存在を事実として示したものとなる。そのため、injuryは、何らかのharmを与えられることを意味し、またharmが不在であっても発生することができることになる。他者が所有する家に無許可で侵入した結果はinjuryであり、故意かつ直接の身体接触もまたinjuryである⁽¹¹⁾。したがって、damage、harm、injuryは概念的差異があるものの、互換的に損害の意味で用いられる。injuryは法的権利の侵害、damageは損失またはharmであり、損害賠償(damages)はharmまたはinjuryを被った者への金銭的償いもしくは補填となる⁽¹²⁾。

個々の損害概念からは、法的権利侵害の無い損害(damage)が存在することになる。ラテン語成句によればdamnum absque injuria(権利侵害なき損害)と称される、法的に責任を問うことができず救済がなされない損害である。例えば、違法行為により被った損害ではなく、近隣の地所の発展により取り残された不動産の価値が下落するなどがそれに該当する⁽¹³⁾。

(9) RESTATEMENT OF TORTS 2d, *supra* note 4, at §902 (1979).

(10) *Id.* at §7 (1965).

(11) *Id.* at §7, comment a.

(12) Nordness v. Mitek Corp. Surgical Prods., 677 N.E.2d 19, 21 (Ill. 1997).

(13) Gunther v. E.I. Du Pont De Nemours & Co., 157 F. Supp. 25, 33 (W.Va. 1957).

ところで、損害のうち人身損害とは個人に対する被害であり、被害者は過去に発生もしくは将来発生が予想される損害の賠償を得ることができる⁽¹⁴⁾。以下に見るように、第1に人身損害は身体的危害(bodily harm)や精神的苦痛(emotional distress)、第2に稼働能力(earning capacity)の喪失、第3に相当な額の医療費やその他の出費、第4に財産や商取引への侵害が対象となる⁽¹⁵⁾。

二 填補賠償(compensatory damages)の意味と機能

1. 填補賠償の意味

填補賠償とは、損害を金銭で補填することを目的とし、被害者が原状回復するための損害賠償である⁽¹⁶⁾。損害が金銭被害に限定されている場合には、填補賠償は実質的に不法行為と損害が発生しなかった状態に戻す機能をもつ。身体への損害やそれに伴う苦痛は金銭で補填できるわけではないが、これらも金銭に評価される⁽¹⁷⁾。そして過去の被害のみならず、将来に発生すると想定される損害をも填補賠償の対象とされるのである⁽¹⁸⁾。例えば、海上事故で被害を受けた船員が雇用主に給与と医療費を請求し、将来のそれらの支払いも填補賠償の対象となるのである⁽¹⁹⁾。

いくつかの州では、填補賠償は制定法で規定されている。例えばカリフォルニア州の民事法典(Civil Code)では、不法行為訴訟における損害賠償額の算定基準は、予見可能か否かにかかわらず直近のすべての損害を填補する額であると定められている⁽²⁰⁾。損害賠償額は相当な範囲(reasonable)でなければならないが、過度に苛酷と認定できる場合には、

(14) RESTATEMENT OF TORTS 2d, *supra* note 4, at §924 (1979).

(15) *Id.*

(16) *Id.* at §903.

(17) *See, e.g.*, 1 Stein on Personal Injury Damages Treatise, *supra* note 8 at §1.4.

(18) *See, e.g.*, Boeken v. Philip Morris USA, Inc., 48 Cal. 4th 788, 799 (2010). 不法行為被害者は十分に発生が予想される損害を回復できることが原則と判断された。

(19) *See, e.g.*, Deisler v. McCormack Aggregates, Co., 54 F.3d 1074, 1083 (3d Cir. 1995).

(20) CAL. CIV. CODE §3333.

それに対応した額が認められる⁽²¹⁾。

2. 填補賠償の類型

填補賠償は、通常損害と特別損害の2つの損害に対応する。通常損害とは頻繁に発生することが予見され立証が不要なものである⁽²²⁾。通常損害は違法行為の不可避的な結果であり、かつ不法行為被害の事実について証拠が不在でも推定可能なものといえる⁽²³⁾。一方、特別損害とは通常損害以外の損害を指し⁽²⁴⁾、特別な事情によるものであるため立証しなければならない。例えば、人身損害での稼得能力への損害や医療費(*expenses for medical treatment*)は、いかなる事情でどの程度の損害が発生したのか立証を要する特別損害に該当する⁽²⁵⁾。

そして、填補賠償は金銭損害(*pecuniary loss/harm*)と非金銭損害(*nonpecuniary loss/harm*)の2つに分類できる。金銭損害は金銭が損害により失われたことであり、この賠償を得るためには、財産損害、稼得能力への損害などについての証明が必要とされる⁽²⁶⁾。人身損害での賠償額の決定には、稼得能力などから算定された被害者の資産と医療費など不法行為が惹起した負債とのバランスシートで決定され、これらの相違が金銭賠償額となる⁽²⁷⁾。稼得能力の損害への金銭評価は、不法行為発生前の稼働所得と生涯の獲得所得が対象となり、これらは証拠の優越(*preponderance of evidence*)つまり原告である被害者の証明力が被告より勝っていることが必要である⁽²⁸⁾。財産損害については、不動産の破壊、財産の使用不能、そ

(21) *Id.* at §3359.

(22) RESTATEMENT OF TORTS 2d, *supra* note 4, at §904(1) (1979). 端的には当然発生すると予見されるものである。樑博行「民法入門第2版」246頁（勁草書房、2019）を参照。

(23) *Id.* at §621, comment a (1977).

(24) *Id.* at §904(2).

(25) *Id.* at §904 comment b.

(26) RESTATEMENT OF TORTS 2d, *supra* note 4, at §906 (1979).

(27) *Id.* at §906, comment a.

(28) *Id.* at §906, comment c.

して違法な財産獲得による損害が金銭に評価されることになる⁽²⁹⁾。

一方、第2次不法行為リステイトメント §905は、身体的危害や感情的苦痛(emotional distress)の救済のために、金銭損害の証明がなくても受領できる賠償である非金銭損害賠償を定めている⁽³⁰⁾。身体的危害とは、病気や身体の痛みなど身体の損傷による不調も含み、広い意味で用いられている⁽³¹⁾。非金銭損害賠償は金銭の損失が不在であっても得ることのできる賠償であり、これは肉体的または精神的な苦痛(pain and suffering)を要件として填補対象になることを意味する⁽³²⁾。ただし、正確な賠償額の算定ルールはなく、一般通常人(reasonable person)が相当と判断する額が妥当な填補賠償額とされている⁽³³⁾。

なお、第2次不法行為リステイトメント §905は、不安や恐怖など精神を対象とした損害に対応するものであるが⁽³⁴⁾、苦痛という言葉は規定されていない。しかし、苦痛は精神作用であるため非金銭損害に包含されているのである。

三 通常損害に該当する大規模不法行為損害

1. 通常損害の対象と肉体的および精神的苦痛

損害の証明を要しない通常損害には、人身損害に伴う肉体的および精神的苦痛、不安や恐怖など他人の行動を原因とする感情的苦痛、さらにはこれらに関連した損害が含まれている。これらは、正確に金銭的評価をすることのできない非金銭的損害である⁽³⁵⁾。精神に関連するこれらの損害と同様に、身体障害や平均余命の短縮なども含まれている。また不法死亡の訴えでは、相続人は愛情や親交などの損害について賠償を受領することがで

(29) 1 Stein on Personal Injury Damages Treatise, *supra* note 8, at §1:6.

(30) RESTATEMENT OF TORTS 2d, *supra* note 4, at §905 (1979).

(31) BLACK'S LAW DICTIONARY 11th ed., bodily harm (2019).

(32) *Hobson v. Wilson*, 737 F.2d 1, 61 (D.C. Cir. 1984).

(33) RESTATEMENT OF TORTS 2d, *supra* note 4, at §905, comment i.

(34) *Id.* at §905, comment e.

(35) *See, e.g., Beeman v. Burling*, 216 Cal.App.3d 1586, 1600 (1990).

きる⁽³⁶⁾。しかし、不法行為により死亡した者の苦痛に対しては州により異なっている。例えば、カリフォルニア州では州制定法により死亡した者の苦痛についての損害賠償を明確に否定しており⁽³⁷⁾、一方でペンシルバニア州ではこれを認めている⁽³⁸⁾。

通常損害の判断では、賠償額決定について広範な裁量権をもつのは裁判官ではなく、陪審である。判決に際し裁判官が賠償を減額する場合には、陪審が先入観をもって判断した結果賠償が多額過ぎたことを立証しなければならないのである⁽³⁹⁾。

肉体的および精神的な苦痛は、身体の痛みのみならず不安や恐怖などの精神的な痛みも含まれる⁽⁴⁰⁾。大規模不法行為での被害によるが、将来に発生すると予想されるこれらの苦痛は既に被った苦痛の証明で足りることになるが⁽⁴¹⁾、陪審が将来の発生を合理的に確実(*reasonably certain*)と判断することが必要とされる⁽⁴²⁾。この合理的に確実は、単に将来苦痛が悪化しそうであるだけでは満足されない。これでは不確実であり、将来確実に生ずべき損害とはならないのである⁽⁴³⁾。

2. 感情的苦痛

感情的苦痛は、人の平静な感情に障害を与えるものであると定義されて

(36) この損害の請求の是非は州により異なる。是非の判断は州裁判所が行っており、これを認める州は例えばカリフォルニア州があり、*Corder v. Corder*, 41 Cal.4th 644, 661-62 (2007)で認められている。

(37) CAL.C.C.P. §377.34.

(38) *See, e.g.*, *Golden Gate National Senior Care, LLC v. Beavens*, 123 F.Supp.3d 619, 633 (E.D. Pa. 2015).

(39) *See, e.g.*, *Seffert v. Los Angeles Transit Lines*, 364 P.2d 337, 342 (Cal. 1961).

(40) *See, e.g.*, *Capelouto v. Kaiser Found. Hospitals*, 7 Cal. 3d 889, 892-93 (1972).

(41) *See, e.g.*, *Loper v. Morrison*, 145 P.2d 1, 6 (Ca. 1944); *White v. St. Louis Public Service Co.*, 259 S.W.2d 795, 799 (Mo. 1953).

(42) *See, e.g.*, *Bauman v. City and County of San Francisco*, 108 P.2d 989, 1000 (1940); *Potts v. Celotex Corp.*, 796 S.W.2d 678, 681 (1990).

(43) *See, e.g.*, *Silvester v. Scanlan*, 28 P.2d 97, 99 (Cal. 1933).

いる⁽⁴⁴⁾。そして、肉体的な痛み(physical pain)に伴って引き起こされるものである限り、通常損害として賠償の対象となる⁽⁴⁵⁾。つまり、感情的苦痛は精神的損害であり、人身損害の存在を前提にして賠償が認められることになる。

裁判所は事実と訴訟原因から2つの方法に分類して感情的苦痛の賠償の是非を判断してきた。第1が感情的苦痛を他の不法行為での賠償項目として扱う方法である。第2が感情的苦痛という独立した不法行為として扱うものである。第1の類型については、例えばニューサンス(nuisance)に伴う感情的苦痛の場合には、ニューサンスは他人が権原をもつ土地へ不合理な干渉を行うことであるため、不合理な干渉という物理的に確認できる接触が認められる⁽⁴⁶⁾。第2の類型については、故意による感情的苦痛(intentional infliction of emotional distress)と、過失による感情的苦痛(negligent infliction of emotional distress)がある⁽⁴⁷⁾。第3次不法行為リステイトメントによれば、故意によるものは極端かつ常軌を逸した(extreme and outrageous)行為により他者の感情障害(emotional disturbance)を引き起こすものと定義されている⁽⁴⁸⁾。そこで、故意による感情的苦痛は、①被告による極端かつ常軌を逸した行為、②重大な苦悩を引き起こす意思、③極端かつ常軌を逸した行為を原因とする重大な苦悩、により構成されていることになる⁽⁴⁹⁾。

これらの要件に共通するのは故意による極端かつ常軌を逸した行為であ

(44) RESTATEMENT OF TORTS 3d (Liability for Physical and Emotional Harm) §45 (2012).

(45) *Rounds v. Rush Trucking Corp.*, 211 F.3d 185, 188 (2d. Cir. 2000).

(46) ニューサンスとは、他者の地所利用での有害かつ迷惑な不快感を与える不法行為を意味する。私人の地所を使用する権利や利益を不当に害することであるため、光や臭気を媒介にした場合でもミクロ的に何らかの接触があったと想定できるのである。樺博行・前掲注(22)・231-32頁を参照。

(47) Dan B. Dobbs, Paul T. Hayden and Ellen M. Bublick, *THE LAW OF TORTS* 2d ed. §381 (update 2023).

(48) RESTATEMENT OF TORTS 3d (Liability for Physical and Emotional Harm), *supra* note 44, at §46 (2012).

(49) Dobbs, *supra* note 47, at §385.

る。ただし、認識ある過失(reckless disregard)⁽⁵⁰⁾と別称される、意図した相手方だけではなく、意図せずとも存在を認識していた者に対して向けられた重大な苦悩を発生させる行為も、当該不法行為であると広範にとらえる州がある⁽⁵¹⁾。しかし、危険物投棄の事案では特定個人に向けられる場合を除き、これを適用しないとらえられている。単に危険物が投棄されて地下水が汚染されることが重大な苦悩を生じるとは考えられないとして、認識ある過失は適用できないと判断しているのである⁽⁵²⁾。例外的に適用される認識ある過失とは、実際には未必の故意に該当するため故意の立証ができる場合に限定されたとも考えられるのである。

一方で、過失による感情的苦痛は、他者に対する重大な危害を意味し、喫緊の肉体または感情への損害を発生させるもの、もしくは特定の活動で感情への重大な損害を生じさせる場合であるとされている⁽⁵³⁾。しかし、過失による苦しみは損害賠償の対象となるには、その前提として何らかの物理的接触が必要であった。接触ルール(impact rule)と呼ばれ、過失により原告の身体へ何らかの接触があってはじめて感情的苦痛の賠償がなされると示したコモン・ロー上のルールである⁽⁵⁴⁾。しかし、他の不法行為から独立した不法行為の類型としての単独の過失による感情的苦痛が認識されるにつれ、重大な感情が予見可能であれば接触ルールを適用しない傾向が見

(50) BLACK'S LAW DICTIONARY 11th, reckless disregard (2019).

(51) *Potter v. Firestone Tire & Rubber Co.*, 863 P.2d 795, 819 (Cal. 1993).

(52) *Id.* at 820.

(53) RESTATEMENT OF TORTS 3d (Liability for Physical and Emotional Harm), *supra* note 44, at §47.

(54) 当該ルールは、*Mitchell v. Rochester Ry. Co.*, 45 N.E. 354 (N.Y. 1896) で示された。本件は原告が鉄道車両に乗り込もうとしたとき、被告が馬の群れを原告に向かって追っていた。その群れは原告に接触することはなかったが、原告は恐怖のあまり流産し、その損害賠償を求めて訴えを提起したのであった。ニュー・ヨーク州最高裁判所(Court of Appeals)は、肉体的な損害がない恐怖だけで損害賠償を認めると濫訴となるため、認めることはできないと判断したのである。*Id.* at 354-55. なお、当該ルールの詳細については、樑博行「アメリカにおける過失不法行為での精神的損害賠償—原告が直接の被害者である場合—」白鷗法学第25巻1=2号262頁(2018)を参照。

られるようになってきた⁽⁵⁵⁾。

ただし、大規模不法行為を発生させる有毒物質の曝露に関する事案では未だに接触ルールが適用されている。1997年の合衆国最高裁判所判決であるMetro-North Commuter R.R. Co. v. Buckley⁽⁵⁶⁾は、鉄道工事作業員がアスベストに晒されたことでガンに罹患することをおそれ、その感情的苦痛に対する損害賠償を求めた件につき、ガンが発見されない限り当該賠償を認めないと判断した⁽⁵⁷⁾。これは、想定される部位にガンが発見されることにより、原因物質と物理的な接触があったと考えられるからである。そしてまた、有毒物質への曝露のみで感情的苦痛の損害賠償を認める先例がないことが理由であった⁽⁵⁸⁾。接触到代わる明確な疾病など有体的に認識できる存在がなければ当該賠償を認めることはない旨を明示したのである。本判決後も、過失の事案においては有毒物質への曝露のみで疾病の罹患がない場合、感情的苦痛の損害賠償を認めない判決が見られる⁽⁵⁹⁾。故意によるものについては疾病の罹患がなくても感情的苦痛の損害賠償を認めていることと比べて⁽⁶⁰⁾、過失による感情的苦痛の損害賠償請求には何らかの疾病発症や身体的接触などが必要であることから、訴訟原因を明確にする目的があることが推定されるのである⁽⁶¹⁾。

(55) Dobbs, *supra* note 47, at §393.

(56) 521 U.S. 424 (1997).

(57) *Id.* at 430.

(58) *Id.* at 440.

(59) Paz v. Brush Engineered Materials, Inc., 949 So.2d 1, 4 (Miss. 2007).

(60) *Id.* 本判決では故意による感情的苦痛の損害賠償請求では、疾病発症がなくても賠償を認めている。

(61) 直接の被害者以外の第三者、つまり不法行為の傍観者も感情的苦痛の損害賠償を受領することができる。カリフォルニア州最高裁判所はDillon v. Legg, 441 P.2d 912 (Cal. 1968)で、被告の不法行為が危険地帯(zone of danger)に居る者に感情的苦痛を与える場合に損害賠償を認めている。本件は被告の車に自分の息子がはねられているところを目撃した原告が、被告により作られた危険地帯に居るということで感情的苦痛の賠償を認めたのである。*Id.* at 921. この危険地帯概念は、現在ではほとんどの州で採用されている。See, e.g., RESTATEMENT OF TORTS 3d (Liability for Physical and Emotional Harm), *supra* note 44, at §48 comment a.

3. 人生の楽しみの喪失 (loss of enjoyment of life / hedonic damages)

人生の楽しみの喪失とは、損害発生により休養や社会活動など日常生活での基本的な行為に従事できないことである。例えば、車を運転することや入浴または身支度することなどである。人生の楽しみの喪失を他の損害から独立して、別個の損害として認めるか否かは州により異なる⁽⁶²⁾。概して以下の4つに分類される。①この賠償を認めない州、②感情的苦痛に含まれるととらえる州、③永続的損害(permanency of injury)の形態として賠償を認める州、そして④填補賠償の一類型として認める州である⁽⁶³⁾。カリフォルニア州は従前より②を採用する州であり、独立した填補賠償とは認めていない⁽⁶⁴⁾。

損害被害者の配偶者または同棲者(domestic partner)は、パートナーとの生活の喪失または親交の喪失(loss of companionship)を理由に損害賠償請求ができる⁽⁶⁵⁾。これは、婚姻関係または同棲関係の破綻による配偶者または同棲者の精神的損害への賠償請求である⁽⁶⁶⁾。賠償の時間的範囲は、裁判までに被った損害と合理的に発生確実な将来の損害であるが、不法死亡の賠償と重複して得ることはできない⁽⁶⁷⁾。

(62) アーカンソー州では、不法死亡の場合には死亡者の人生の楽しみの喪失にかかる損害を認めていなかったが*See, Bailey v. Rose Care Center, a Division of C.A.R.E. Inc.*, 817 S.W.2d 412, 415 (Ark. 1991)、2001年の州制定法において、死亡者が喪失した人生の楽しみに対する損害賠償を遺族が請求することを認めた。この制定法の立法経過については、*See, Joshua Michael Robles, Tort Law-Hedonic Damages-Arkansas's Application of Hedonic Damages to Wrongful-Death Suits: Is Arkansas's Method Misconceived?*, 33 U. ARK. LITTLE ROCK L. REV. 299, 301-02 (2011)。これに対してミシシッピ州では、不法死亡の訴訟で遺族が死亡者の人生の楽しみにかかる損害賠償を請求することを州制定法で禁じている。また、身体的損害賠償では、感情的苦痛とは独立した別個の填補賠償とすることを否定している。MISS. CODE. ANN. 11-1-69 (2013)。

(63) *Loth v. Truck-A-Way Corp.*, 60 Cal. App. 4th 757, 764, n.6 (1998)。

(64) *See, e.g., Huff v. Tracy*, 57 Cal. App. 3d 939, 943 (1976)。

(65) RESTATEMENT OF TORTS 2d, *supra* note 4, at §905, comment f.

(66) *Molien v. Kaiser Foundation Hospitals*, 616 P.2d 813, 823 (Cal. 1980)。

(67) *Philip Morris USA, Inc.*, 230 P.3d at 353。

4. 疾病発症可能性の増大(enhanced risk of disease)と将来の疾病への おそれ(fear of future disease)

有毒物質を原因とする大規模不法行為では、曝露から一定の期間を経て疾病が発症する。有毒物質は疾病発症前に潜伏期があり、化学物質やアスベスト、医薬品、また人体内部に装着する医療器具などがそれに該当する。ただし、この損害賠償を受領できるか否かは州によって異なっている。1987年のニュー・ジャージー州最高裁判所による *Ayers v. Jackson Township* では、疾病罹患の可能性の増加による損害賠償が否定された。有毒物質が混入した水を飲んだことにより将来ガンに罹患するとした原告の主張を退けたのである⁽⁶⁸⁾。原告は将来ガンに罹患する可能性について専門家鑑定を提示して主張したものの、可能性がどの程度増加するかを数値など具体的にデータ化して示すことができなかった⁽⁶⁹⁾。これを受けて、ニュー・ジャージー州最高裁判所は疾病罹患の可能性がどの程度増えたのかを立証できないことを理由に原告の請求を退けたのである⁽⁷⁰⁾。同裁判所は *Ayers* 判決後の1989年に、疾病罹患の可能性のデータ化に関する判断を再度示す機会を得た。 *Mauro v. Raymark Industries, Inc.* である⁽⁷¹⁾。本判決はアスベストの事案で、単にガン罹患の統計データの正確さを示すことができないという理由のみならず、合理的に発生することが確実 (reasonably probable to occur) である場合には認められるとする認容基準を示した⁽⁷²⁾。疾病罹患の可能性増加のデータは客観的数値により示されることになるが、果たしてこれを提示できるのかは疑問である。

従前より、将来に発生が予測される不法行為損害の程度および範囲は、客観的なデータまでは求められていなかった。一般的には裁判所は損害賠償の証明を合理的に確実である (reasonable certainty) 程度の基準を採用

(68) 525 A.2d 287, 304 (N.J. 1987).

(69) *Id.* at 303.

(70) *Id.* at 308.

(71) 561 A.2d 257 (N.J. 1989).

(72) *Id.* at 267.

し、客観的なデータと同一の現実の確実性(actual certainty)の基準を退けていたのである⁽⁷³⁾。その後、1990年代においても継続的に将来の予想される損害が合理的に確実であることが求められたのである⁽⁷⁴⁾。つまり、データが示す客観的数値により疾病罹患の可能性を証明することは、裁判所も同様に疑問視していたのである。

合衆国最高裁判所は2009年のCSX Transp., Inc. v. Hensley⁽⁷⁵⁾において、将来の疾病のおそれが偽りではなく(genuine)かつ重大であれば将来のガンに罹患する恐怖への賠償が認められると判断した⁽⁷⁶⁾。またカリフォルニア州でも、将来にガンなどの疾病に罹患する恐怖について以下のとおり判断している。被告の行為により原告がガンに罹る可能性を増大させており、そしてガンを発症させる危険性が顕著であるという認識が、医学的かつ科学的に裏づけられているのであれば、この恐怖に対する損害賠償を認めるのである⁽⁷⁷⁾。そのためには、医療上の社会歴を提示することにより原告の恐怖が合理的かつ偽りではない(reasonable and genuine)ことが立証されることになる⁽⁷⁸⁾。

疾病罹患の可能性の増大とともに将来の疾病へのおそれに対する、損害賠償が認容されるには、将来の予見性が確実であることが求められる。疾病罹患の可能性の増大は数量的な増加を意味するため、データによる数的比較が可能であれば説得的となる。一方で、将来の疾病へのおそれについては存在の有無が争われるため、合理的つまり医学的または科学的に虚偽ではないことを示すのみにより損害賠償が認容されることになるのである。

(73) Joseph H. King, Jr., *Causation, Valuation, and Chance in Personal Injury Torts Involving Preexisting Conditions and Future Consequences*, 90 YALE L.J. 1353, 1374–75 (1981).

(74) 22 AM.JUR. 2d, Damages §677 (1988).

(75) 556 U.S. 838 (2009).

(76) *Id.* at 841.

(77) Potter, 863 P.2d at 821.

(78) *Id.* at 826.

5. 稼得能力の喪失

稼得能力の喪失は将来の収入の喪失(loss of earnings)であり、通常損害の主たる要素となると認識されてきた⁽⁷⁹⁾。この損害賠償額を算定する確定的な基準はない。例えばカリフォルニア州のように、一般的には特段の要件を必要とせず損害の性質と職業から導かれる稼得能力から将来の所得を推定している⁽⁸⁰⁾。この方向を第2次不法行為リステイトメントは認めており⁽⁸¹⁾、平均余命で一定の職業、教育、そして年齢などを勘案してどの程度の稼得能力があるか陪審が決定するのである⁽⁸²⁾。

将来得べかりし収入額の算定基準は、原告が将来どの程度の収入を得るのかではなく得ることができるのかを基準として決定される⁽⁸³⁾。そして原告は、稼得能力の喪失について合理的な範囲の額を立証することになる⁽⁸⁴⁾。稼得能力の喪失は通常損害であるが、価額決定のためには専門家証言など証拠が必要ということになる。ただし、カリフォルニア州などでは専門家証言が必要とはされていない⁽⁸⁵⁾。

なお、収入を得ることのできる稼得能力期間についても考慮がなされる。とりわけ被害回復が望めず稼得能力が完全に喪失する場合には、具体的な金銭の喪失額の証拠が提示されなくても、陪審は稼得能力の喪失の発生を前提にして将来得べかりし収入額を決定することになる⁽⁸⁶⁾。

(79) *Damages-1935-1947*, 61 HARV. L. REV. 113, 193 n.782 (1947).

(80) *See, e.g., Rodriguez v. McDonnell Douglas Corp.*, 87 Cal.App.3d 626, 656 (1978).

(81) RESTATEMENT OF TORTS 2d, *supra* note 4, at §924.

(82) *Id.* at §924, comment d.

(83) *Hilliard v. A.H. Robins Co.*, 148 Cal.App.3d 374, 412 (1983).

(84) 2 AMERICAN LAW OF TORTS §8:33 (update 2023).

(85) *Gargir v. B'nei Akiva*, 66 Cal.App.4th 1269, 1282 (1998).

(86) *Garrison v. Hodge*, 565 S.W.3d 107, 114 (Ark. 2018).

四 特別損害に該当する大規模不法行為損害

1. 特別損害の賠償と支払済み医療費

特別損害は客観的な証明を要する金銭損害である⁽⁸⁷⁾。これには、①訴訟前に発生した合理的範囲の医療費、②将来支払いが確実に予想される医療費、③葬儀費用、④損害を被った財産の修理または取替えが含まれる。医療費が大規模不法行為での人身損害の賠償として最大なものであるが、過去に既に支払った医療費については、原則的に合理的範囲の額が認められているが、一部の州では実際に支払った額に限定される。例えば、カリフォルニア州では被害者が医療サービスを受けると、その提供者は医療費請求書を発行する。しかし、被害者が実際に支払うのは、自らの健康保険を用いればそれに記載されたものより医療費は少額となる⁽⁸⁸⁾。この実際に支払った額が、賠償対象となる医療費の範囲となる。医療提供者は、医療の提供をすれば直ちに医療費を受け取ることができるため、金銭を確実に受け取る動機により支えられている⁽⁸⁹⁾。

ニュー・ヨーク州とペンシルバニア州裁判所では、カリフォルニア州裁判所と同様に裁判所により賠償される医療費が制限されている⁽⁹⁰⁾。また、以下の州のように州制定法により賠償可能な医療費額を制限する州もある。テキサス州では賠償額を実際に支払った医療費に限定し⁽⁹¹⁾、ノース・カロライナ州では支払原資にかかわらず医療費請求書の額を満足させるために支払われた額とされ⁽⁹²⁾、そしてオクラホマ州では医療請求書に記載さ

(87) *See, e.g., Beeman v. Burtling*, 216 Cal.App.3d 1586, 1599 (1990). 特別損害が請求書などで実証される自己負担の損失であり、一般的には医療費及びそれに関連する経費、収入の喪失、さまざまなサービスを受けた際の経費を含んでいると述べている。

(88) *See, e.g., Howell v. Hamilton Meats & Provisions, Inc.*, 257 P. 3d 1130, 1138 (Cal. 2011).

(89) *Id.* at 1140.

(90) *See, e.g., Kastick v. U-Haul Co. of W. Michigan*, 292 A.D.2d 797, 798 (N.Y. 2002); *Moorhead v. Crozer Chester Med. Ctr.*, 765 A.2d 786, 789 (Pa. 2001).

(91) TEX. CIV. PRAC. & REM. CODE ANN. §41.0105.

(92) N.C. GEN. STAT. ANN. EV 8C-1, Rule 414.

れた額ではなく、実際に支払われた医療費のみが裁判で証拠能力があると規定されている⁽⁹³⁾。

一方で、支払済み医療費のみが証拠能力をもつと考える州とは異なり、副次的給付非控除ルール(collateral source rule)を採用する州もある。このルールの下では、被害者である原告が保険金や社会給付金を受領したとしても、加害者である被告は損害賠償額からこれらの金額が差し引かれない⁽⁹⁴⁾。原告が加入した保険から医療費を受けその額を損害賠償額から減じることになれば、保険に加入していなかった場合と比べて、被告は金銭的な負担が軽くなる。そのため、このルールは被害者である原告の保険料負担により被告の金銭的な負担が軽くなる矛盾を回避するのである⁽⁹⁵⁾。

2. 支払いが予測される医療費と医療モニタリング経費

原告は、将来合理的に支払いが予測される医療費についても損害賠償を請求することができる。これらの医療費は最初に被った人身被害が重篤化する場合に発生する。例えばアスベストを原因とする中皮腫(mesothelioma)が発症後に、この疾病が重篤化してより多額の医療費を支出することが合理的に予測される場合が該当する⁽⁹⁶⁾。将来の重篤化を現在証明するには治療を行う医師などの専門家の証言が必要となろうが、常時それが求められているわけではない。重篤化が合理的に予測されると陪審員が判断すれば、専門家証言は不要であると判断されている⁽⁹⁷⁾。なお、合理的に予測される医療費とは、単なる推論に基づくものではなく、過去の医療費額に基づいて算出される継続的治療に要する経費である⁽⁹⁸⁾。

医療費の対象は合理的に予測される範囲に限定される。フロリダ州で

(93) OKLA. STAT. ANN. TIT. 12, §3009.1.

(94) See, e.g., *Leitinger v. DBart, Inc.*, 736 N.W.2d 1, 7 (Wis. 2007).

(95) See, e.g., *Lund v. San Joaquin Valley Railroad*, 71 P.3d 770, 775 (Cal. 2003).

(96) See, e.g., *Garcia v. Duro Dyne Corp.*, 156 Cal.App.4th 92, 97 (2007).

(97) *Martin v. CSX Transp., Inc.*, 922 N.E.2d 1022, 1026 (Ohio 2009).

(98) See, e.g., *Marchetti v. Ramirez*, 688 A.2d 1325, 1328-29 (Conn. 1997).

は、①偏見に基づくものではなく、②陪審が誤解したものではなく、③陪審が損害賠償に含まれないものを考慮するのではなく、④損害が賠償と合理的に関係があり、⑤一般通常人が論理的に損害範囲ととらえるものであることが必要とされている⁽⁹⁹⁾。

次に、医療モニタリングとは患者の状態を監視することである。医師の監督の下で行われる医療行為で、患者や病気の状態を明確にすることを目的として検査を行うことも含まれる⁽¹⁰⁰⁾。医療モニタリングが損害賠償の対象とされることになったのは、タウンシップのゴミ廃棄場から流出した有毒物質が地下水に含まれたとして、地域住民がタウンシップを相手取って損害賠償を請求した事案からである。これは、前述の1987年のニュー・ジャージー州最高裁判所によるAyers判決⁽¹⁰¹⁾である。本判決では、医療モニタリングの経費は填補すべき損害であると判断した。信頼性のある専門家証言により有毒物質に晒されたことが証明される場合には、有毒物質の曝露がいかなる効果を与えるのか監視しなければならないと理由を述べたのである⁽¹⁰²⁾。

しかし、Ayers判決以降ニュー・ジャージー州最高裁判所では医療モニタリングを填補賠償に該当することに消極的傾向を見せ始めるようになってきた。1993年のTheer v. Philip Carey Co.⁽¹⁰³⁾では、医療モニタリングを損害賠償に含んだのは有毒物質に直接曝露した者に限ったのである。ニュー・ジャージー州最高裁判所は、直接有毒物質に曝露しない限り損害発生は不明であり、また将来における疾病の罹患が明確に本件での有毒物質への曝露に関連しているとは断言できないからであると述べたのであ

(99) *Moreno v. Diaz*, 943 So.2d 1011, 1013-14 (Fla. 2006).

(100) *Lumbley v. Shell Western E & P, Inc.*, 2020 WL 12762632 (N.M. Dist.) (Jury Instructions).

(101) 525 A.2d 287 (N.J. 1987).

(102) *Id.* at 308.

(103) 628 A.2d 724 (N.J. 1993).

た⁽¹⁰⁴⁾。さらに2008年には同裁判所のSinclair v. Merck & Co., Inc.⁽¹⁰⁵⁾は、鎮痛剤Vioxxを服用したが未だに被害の徴候のない原告が医療モニタリングを損害賠償として受領することはできないと判断した。Ayers判決で示された医療モニタリングを損害賠償に含むのは容易ではないことを強調したのである⁽¹⁰⁶⁾。Ayers判決での救済が、公共団体により被害を受けた集団を対象とされており、本件事実とは異なるからであった⁽¹⁰⁷⁾。ニュー・ジャージー州製造物責任法では損害が明確なものと解されており、原告が未だ被害を受けておらず本法の損害概念を満足するものではないため、その医療モニタリングは賠償に含まないと結論づけたのである⁽¹⁰⁸⁾。

3. 失われた収入と将来の得べかりし収入

失われた収入を損害賠償として受領するには、賃金支払帳など雇用者が作成する金額が明示された証拠の提示で容易に可能である。しかし、このような書証が必ずしも提示されなくても失われた収入額の算定が可能とする判例がある。1978年のカリフォルニア州控訴裁判所判決である⁽¹⁰⁹⁾。スプリンクラー整備士見習いであった原告が工作中に重傷を負った案件で、被害発生時に原告が実際の収入額を証明しなければならないルールはないと判示したのである⁽¹¹⁰⁾。本判決では失われた収入および将来の得べかりし収入を実際に失った明確な額ではなく、一定の想定(certain assumption)で算定することを認めたのである⁽¹¹¹⁾。

この判断以降カリフォルニア州では、合理的に确实(reasonable certainty)であれば、失われた収入および将来の得べかりし収入額が証拠

(104) *Id.* at 733.

(105) 948 A.2d 587 (N.J. 2008).

(106) *Id.* at 593.

(107) *Id.*

(108) *Id.* at 595.

(109) Rodriguez v. McDonnell Douglas Corp., 87 Cal.App.3d 626 (1978).

(110) *Id.* at 656.

(111) *Id.* at 657.

能力のあるものとされてきた。原告は推論に基づくのではなく、あくまでも証拠能力のある証拠を提示することにより、損害が不在であれば得られたであろう得べかりし収入を主張することになる⁽¹¹²⁾。民事陪審はこの主張に基づいて損害額を算定するからである⁽¹¹³⁾。原告の主張により一定の想定の下での得べかりし収入額が算定されるとはいえ、原則的には原告の健康状態の診断を行った医師の証言が重要となる。被害回復のための必要な時間を示すことにより欠勤期間などが想定されるからである。

有毒物資に晒されたことにより原告の寿命が縮められたため短縮された期間分の損害賠償が得られるかについては、1974年に合衆国最高裁判所が*Sea-Land Services, Inc. v. Gaudet*⁽¹¹⁴⁾で永久損害(permanent injury)にかかる案件において言及している。永久損害のための賠償を請求する被害者は、損害により平均余命が短縮された期間の得べかりし収入を主張できるというのである⁽¹¹⁵⁾。寿命が短くなることで、一定期間就業不能になりそれに伴って収入が喪失するため、その期間の分も将来の得べかりし利益に該当するからである⁽¹¹⁶⁾。

4. 非人身損害の経済的損害

人身損害以外の財産損害に対しても賠償がなされる。まず、財産が滅失した場合には、適正な市場価格が賠償額になる⁽¹¹⁷⁾。一方、毀損した場合には損害を相当に補うための修理費用が賠償額として認められる⁽¹¹⁸⁾。完全に

(112) *See, e.g., Sterling v. Velsicol Chem. Corp.*, 855 F.2d 1188, 1212 (6th Cir. 1988).

(113) *See, e.g., Murray v. Sanford*, 487 S.E.2d 135, 136 (Ga. 1997).

(114) 414 U.S. 573 (1974).

(115) *Id.* at 594.

(116) *Fein v. Permanete Med. Grp.*, 695 P.2d 665, 676 (Cal. 1985). この損害については、仮に被害者である原告が死亡した場合には、その相続人が不法死亡(wrongful death)の訴えを提起して受領することができる。*See, e.g., Smith v. Brown & Williamson Tobacco Corp.*, 275 S.W.3d 748, 780 (Mo. 2008).

(117) *See, e.g., Withers v. Wilson*, 989 A.2d 1117, 1120 (D.C. 2010).

(118) *See, e.g., State Farm Fire & Casualty Company v. Gree USA Incorporated*, 514 F.Supp.3d 628, 633 (N.J. 2021).

修理ができない場合には、損害賠償は修理費用のみならず財産価値の下落分が加えられることになる⁽¹¹⁹⁾。次に、原告が毀損した財産を修理する場合には、利用の喪失(loss of use)も含まれる。修理期間中には財産を利用することができないため損害賠償の対象となるのである⁽¹²⁰⁾。

また、リコールされて店頭から撤去された製造物を購入した者は、精神的損害を含め人身損害が発生していなければ賠償を受けることはない。フェニル酢酸系の非ステロイド性抗炎症点眼薬Duractによる肝障害が発生し、これを点眼した者が全米規模の損害賠償を請求するクラス・アクションを提起した案件がこれを示している。第5巡回区連邦控訴裁判所は2002年のRivera v. Wyeth-Ayerst Labs.⁽¹²¹⁾で、クラス・アクション提起の当事者適格を満たすには法的に保護された利益の侵害が必要であり⁽¹²²⁾、Duractを購入した損害は契約上の損害であり、人身損害が未発生であればこの侵害には該当しないと述べた⁽¹²³⁾。そこで、事実上の損害(injury in fact)を被っていない原告は当事者適格を欠くため、クラス・アクションは認証できないと判断したのである⁽¹²⁴⁾。

5. 判決前利益(prejudgment interest)について

判決が下される前に差押えにより当事者が金銭を得ることがある。人身損害発生の後、長期間経過して判決が下されると、損害賠償の填補機能が果たせなくなる可能性があるため、判決前に利益を確保しておく方法である。例えば、海洋に石油が流出すると損害賠償を認容する判決前に石油の回収費用や、沿岸住民の生活などの経費が必要となる。そのために判決前

(119) 6 LITIGATING TORT CASES §67:20 (update 2022).

(120) See, e.g., Cain v. Cogburn Pump & Supply Co., Inc., 389 So.2d 755, 757 (La. 1980).

(121) 283 F.3d 315 (5th Cir. 2002).

(122) *Id.* at 319.

(123) *Id.* at 320.

(124) *Id.* at 321.

利益を被害者に支払う必要がある⁽¹²⁵⁾。判決ではじめて明確な損害賠償額が決定されるため、判決前と判決後の被害者が得る利益の額は異なる可能性がある⁽¹²⁶⁾。

判決前利益が認められるか否かは州により異なる⁽¹²⁷⁾。カリフォルニア州では⁽¹²⁸⁾、損害賠償の算定が可能であり確実に支払いがなされることが認められる条件となる⁽¹²⁹⁾。一方で、係争上の事実などの情報から損害範囲が不明な場合には損害賠償額の算定が可能とはならないため、判決前利益が認められることはない⁽¹³⁰⁾。しかし、例外的に制定法により陪審の裁量で判決前利益が認められており⁽¹³¹⁾、この制定法も妥当なものと解釈されている⁽¹³²⁾。なお、大規模不法行為では和解による決着が図られることが多いが⁽¹³³⁾、カリフォルニア州においては当事者双方が和解に至らない場合も判決前利益が認められる⁽¹³⁴⁾。

(125) Micheal S. Knoll, *A Primer on Prejudgment Interest*, 75 TEX L. REV. 293, 302-03 (1986).

(126) *Id.* at 295.

(127) 例えばイリノイ州では判例法により判決前の利益が否定されている。See, e.g., *Matich v. Gerdes*, 550 N.E.2d 622, 631 (Ill. 1990).

(128) カリフォルニア州以外にも州制定法により判決前の利益を認める州がある。例えばオハイオ州(OH. ST. §2743.18) コロラド州(C.R.S.A. §5-12-102) コネチカット州(GEN. LAWS 1956, §9-21-10) テキサス州(V.T.C.A., Finance Code §304.104) などで見られている。

(129) CAL. CIV. CODE §3287.

(130) See, e.g., *Stein v. S. Cal. Edison Co.*, 7 Cal.App.4th 565, 571 (1992).

(131) CAL. CIV. CODE §3288.

(132) *Levy-Zentner Co. v. Southern Pac. Transportation Co.*, 74 Cal.App.3d 762, 798 (1977).

(133) See, e.g., LITIGATING MASS TORT CASES §9:1 (update 2022).

(134) CAL.C.C.P. §998. 民事訴訟法典にある規定であるが、本規定では和解(settlement)ではなく仲裁(arbitration)の法的効果を示したものである。同条 f 項は和解についても同様に本規定が適用されると規定している。*Id.* at §998(f).

おわりに

多数の被害者および多地域で発生する大規模不法行為は、有毒物質や欠陥のある製造物などが原因である。原因が多岐であり、それに伴って被る損害も多様なものとなるため、損害を補填するための具体的な填補賠償の内容も広範囲にわたる。大規模不法行為の原状回復の救済は何か妥当なのか、本稿は大規模不法行為に共通する具体的な填補賠償について考察を加えた。

通常損害については主として精神的損害が問題となる。精神的損害の有無およびその額を明確にできないからである。そこで、人身損害を前提とする接触ルールにより、その存在を推定したのである。しかし、年月が過ぎ精神的損害を請求する案件が増加するとともに、精神的損害が故意および過失による不法行為において独立して類型化されるにつれ、接触ルールの適用はなくなってきた。特別損害については、将来の賠償が争点となる。将来発生の可能性のある損害の賠償を請求するため、その妥当性が検討されることになる。

損害が広域に分散しかつ多数が被り、さらにその損害が潜伏して将来に発生する性質をもつ不法行為こそ大規模不法行為である。しかし、通常損害および特別損害とも填補賠償については、管轄裁判所が異なれば認容される賠償も異なる。大規模不法行為被害者に寛容な州ではいずれの損害も認容される。訴えが継続する管轄裁判所により受領することができる損害賠償に差異があるのが、アメリカの現状でありかつ特徴といえるのである。

(本学法学部教授)